

令和7年7月24日

横浜市中区住吉町4-45-1
関内トーセイビルⅡ 7階
弁護士法人仁平総合法律事務所
株式会社FJネクスト及び三信住建株式会社
代理人
弁護士 [redacted] 様
弁護士 [redacted] 様
弁護士 [redacted] 様

**第2次土壌ボーリング調査の調査報告書及び除染対策工事概要書
送付に係る意見及び要請書の回答に対する質問書（その1）**

（仮称）ガーラ・レジデンス洋光台計画

近隣住民

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

洋光台三丁目町内会長

冠省

さて、近隣住民の「第2次土壌ボーリング調査の調査報告書及び除染対策工事概要書送付に係る意見及び要請書」（令和7年7月14日付け）に対し、「ご回答」なる書簡（令和7年7月22日付け）が、昨日、送付されてきた。下記に、送付書簡に対する質問行うので、回答されたい（回答期限8/1まで）。不一

記

（質問1）

先の意見書において、近隣住民は、『貴代理人弁護士らが、「第1次調査」の報告書について「文書の成立の真正に問題は無い」と自ら断言した以上、「第1次調査」の報告書に記載の数値は、貴代理人弁護士らによって裏付け保証されたものとなる。よって、

青空を渡さない会のホームページ及び現地看板に記載の「基準値の120倍」に関し、近隣住民は、現段階において、訂正する必要性があるとは一切考えておらず、本件ご要望に添うことは致しかねる。』と意見したところ、貴代理人弁護士らからの見解とおぼしき回答書が送付されてきた。

近隣住民のメーリングリストから、このような専門的な記載に関し、送付してくるだけで、「何を書いているのか?」、「何を言いたいのか?」まったく理解できない、送付だけで済ますことは決して許されないとの意見が多数を占めた。

そこで質問をする。貴代理人弁護士らが、再度、120倍の訂正をお願いしている記載部分の見解について、その内容を的確に理解しているのか、YES/NO で回答されたい。

(質問2)

近隣住民は、貴代理人弁護士らから訂正をお願いされた見解の記載内容の理解が、送付された書簡だけでは到底出来ないことから、当面の対応として、現地看板に「1次調査において」とのテロップを貼り付けたことを報告するので、安心されたい。

どうしても、40倍、120倍の訂正をお願いすると言うのであれば、住民が再三にわたりお願いしている説明会を堂々と開催して、素人の近隣住民が理解できるよう懇切丁寧に説明し、質疑応答を行い、近隣住民が理解・納得が出来たら訂正することを約束する。近隣住民は、資料に関しての丁寧な説明を聞くことができれば、その内容を理解できるだけの十分な能力を持っている。近隣住民を理解・納得させるために、至急、土壤汚染に係る報告書すべての説明会を開催することを要請するので回答されたい。

(質問3)

近隣住民は、先週(7/18)、横浜市みどり環境局の土壤汚染の専門部署の方々と約1時間30分に渡り意見交換を行った。土壤汚染対策法及びガイドラインなどに関し、縷々説明を受けた。貴殿等の土壤汚染の計画書、調査結果上告書及び除染対策概要書を持参し、説明の合間の僅かな時間に、その資料の確認を頂いたが、「まずは、この報告書を作成した人、採取した人及び測定をした人などから正確な話を聞かないとコメントができない。」との至極尤もなご意見を頂戴した。また、「素人の近隣住民にとって、この資料が送付されただけでは理解が出来るものではない。」ことで意見が一致した。

行政側の専門家である横浜市みどり環境局の担当者が、資料送付では理解できないとする資料を、近隣住民に対し送付だけで済ませ、「現時点において、説明会を開催することは予定しておりません。」(連続9回目)を繰り返す貴殿等の回答は、開発事業者として、明らかな誤りである。今後の除染・解体作業で健康被害を受けるおそれのある近隣住民、周辺住民及び町内会の誰からも理解されないものである。

上記の点を勘案したうえにおいても、貴代理人弁護士らは、説明会の開催の予定はないと主張するのか否か、回答されたい。なお、説明会を開催しないとする場合は、開催

しない具体的な理由(根拠)を、近隣住民の立場に寄り添い回答されたい。

貴殿らが説明会を開催する予定がないと回答すれば、するほど、今まで同様に工事着手がずれ込むことを忠言しておく。

(質問4)

「解体工事及び除染除去工事は同時期に実施する予定をしており、同工事の実施前には、家屋調査のご案内をさせて頂く予定でいます。」との回答である。

解体工事に関しては、令和5年7月31日に、洋光台三丁目町内会館において説明会が既に開催されている。その際、近隣住民からの作業方法に関する疑問や数多くの指摘の下、作業計画書が大幅に改善され、当該ゼネコンに感謝された経緯がある。

この度の解体工事が、その当時のゼネコンと異なるのであれば、説明会を改めて開催されたい。仮に、同じゼネコンであっても、解体工事と汚染除去工事は関連性があることから、解体工事と汚染除去工事のゼネコンが説明会に同席し、近隣住民が、工事中に飛散する汚染物質に対し配慮すべきことなどを含め工事概要の説明をされたい。

解体工事及び汚染除去工事の説明会の開催を、再度要請するので回答されたい。

(質問5)

「解体工事及び除染除去工事の実施の前には、家屋調査のご案内をさせていただく予定であります。」との回答であるが、何故、「予定であります。」との曖昧な表現になっているのか教示されたい。家屋調査を行うことは、振動作業を伴う工事の場合のルールであるが、「家屋調査を行う。」と修正し回答されたい。

既に、近隣住民と周辺住民は反対運動の決起集会を開催し、家屋調査に関しては近隣住民を含む周辺約40家族に対し実施要請することを採択している。

(質問6)

「家屋調査及び損害賠償に関する合意が締結できない場合、当方としても、その旨を施工業者にお伝えする予定であります。」との記載は、何を言いたいのか判然としないので、明らかにされたい。

何故ならば、家屋調査及び損害賠償契約の合意締結は、解体工事及び汚染除去工事を行う必須の前提条件になるが、それら2つの条件が満たされない場合、その施工を行うゼネコンが、改めて、周辺住民40家族と協議を行うとの意味なのか回答されたい。

なお、家屋調査及び損害賠償契約に関しては、再度の説明会を周辺家族約40家族に対して実施する必要があるが、説明会の開催の時期を明らかにされたい。

以上

注)本書簡は、個人情報保護をうえて、青空を渡さない会のホームページに掲載する。同様に、貴殿らの回答書も掲載することを念のため申し添える。